

若い世代の住宅取得補助金（概要）

【目的】

豊丘村では、平成27年度から、若い世代や子育て世代の住宅取得および増改築リフォームに対する補助を行い、若い世代の村外からの転入や村内での定住化を促進します。

また、親世帯が村内に居住する場合や15歳以下のお子さんがある場合は、補助額を加算して「親・子・孫 3世代がずっと一緒に暮らせるふるさと 豊丘村」を目指します。

【資格要件と補助内容】

下表の要件を満たした住宅取得者（申請者）に補助金が交付されます。

基本補助に加え、加算補助要件を満たした場合は、それぞれの金額を加算した金額が交付されますが、補助金額は工事費用の10分の1を上限とします。

この補助金は、「定住促進のための住宅用地取得・住宅新築等助成金交付要綱」に準拠しており、同時に受け取ることができます。

補助の種類		要件	補助金額
基本 補助	若い世代の住宅取得	夫婦どちらかが49歳以下の世帯、または、49歳以下のひとり親世帯や単身者が住宅を取得し、村税等(※1)の滞納が無い場合 (増改築リフォームの場合は補助金額の上限は15万円)	30万円
加算 補助 (1)	取得者に子どもがいる(生まれる)	申請時に15歳以下の子どもがいる場合、または子どもが生まれる予定である(妊娠しており母子健康手帳の交付を受けている)場合	+10万円
加算 補助 (2)	取得者またはその配偶者の親等と同居している場合	取得者または配偶者の親等が1年以上継続して豊丘村内に居住しており、その親等と同居または隣接する土地に居住している場合で、親等の村税等の滞納が無い場合	+20万円
加算 補助 (3)	取得者またはその配偶者の親等が村内に居住している場合	取得者または配偶者の親等が1年以上継続して村内に居住し、その親等と同居しておらず、親等の村税等の滞納が無い場合	+10万円
加算 補助 (4)	取得者またはその配偶者が村外からの転入者	取得者が村外から交付対象住宅での定住を目的とする転入者である場合(転入前1年以上豊丘村内に住民票が無いこと)	+10万円
合計最大70万のうち、工事費用の10分の1の額が上限！！			

※1 「村税等」とは、村税及び国民健康保険税のこと。

【交付対象住宅の要件について】

取得した住宅は、次の全ての要件を満たしていなければなりません。

- ・新築の場合は、申請者世帯が居住するための住宅で、50㎡以上280㎡未満であり、居間、台所、玄関、便所、浴室が備え付けてあること。
- ・増築の場合は10㎡以上の居室1部屋以上が増床となること。
- ・改築リフォームの場合は、多世代同居のために必要な改修、改造、設備改善のための工事であること。
- ・新築・中古住宅については、不動産登記において申請者名(共有名義も可)で所有権の登記がされていること。
- ・増改築リフォームの場合は、工事の契約者が申請者本人であること。
- ・平成27年4月1日以降に取得した住宅であること。

【補助金申請の方法】

補助金を申請するときは、建物表題登記が完了してから3年の間に、補助金交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を全て添付のうえ、総務課企画財政係まで提出してください。登記しない場合は、村長が完成したと認定した時から3年の間に申請を行ってください。

また、書類の訂正等で必要となる時がありますので、認印をお持ちください。

※必要書類が不足している場合は受付することができません。

※提出時に書類のチェックを行いますので、郵送や役場投函ポストでの受付はできません。お手数ですが取得した住宅や申請者の状況のわかる方が持参してください。

必要書類一覧

提出が必要な方	記号	必要書類	留意事項
申請者全員が必要な書類	A	補助金交付申請書 (様式第1号)	
	B	誓約書(様式第2号)	豊丘村での定住意思を確認させていただきます。
	C	世帯全員分の続柄が記載された住民票の写し	(省略可)
	D	交付対象住宅の所有者がわかる登記事項証明書 (全部事項証明書)	法務局で取得できます。(有料) (省略可)

提出が必要な方	記号	必要書類	留意事項
	E	<p>納税義務のある世帯員全ての市区町村税の納税証明書又は非課税証明書 (直近過去3年分(27年度～29年度まで。30年6月以降は28年度～30年度分までとする))</p> <p>課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書(様式第7号)</p>	<p>(省略可)</p> <p>豊丘村に課税権がある年度において証明書提出を省略できます。(省略可)</p>
	F	建物の建築工事(または不動産売買)契約書の写し	契約者は申請者である必要があります
加算補助(1)対象者のうち、これから子どもが生まれる対象者が必要な書類	G	母子健康手帳の写し (申請者と配偶者の氏名が記載されているページ)	
加算補助(2)対象者が必要な書類	H	該当する親世帯全員分の住民票の写し	申請者と別世帯の場合
	I	住宅取得者またはその配偶者と親子関係であることがわかる戸籍全部事項証明書	同上
	J	<p>親等の世帯の村税等に係る納税証明書又は非課税証明書(直近過去3年分(27年度～29年度まで。30年6月以降は28年度～30年度分までとする))</p> <p>課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書(様式第7号)</p>	<p>同上</p> <p>豊丘村に課税権がある年度において証明書提出を省略できます。</p>
加算補助(3)対象者が必要な書類	K	該当する親世帯全員分の住民票の写し	
	L	住宅取得者またはその配偶者と親子関係であることがわかる戸籍全部事項証明書	本籍地の役所で取得できます。
	M	親等の世帯の村税等に係る納税証明書又は非課税証明	

提出が必要な方	記号	必要書類	留意事項
		書 (直近過去3年分(27年度～29年度まで。30年6月以降は28年度～30年度分までとする) 課税・納税状況等に関する公簿等の閲覧同意書(様式第7号)	豊丘村に課税権がある年度において証明書提出を省略できます。
加算補助(4)対象者が必要な書類(村外からの転入)	N	転入者の戸籍の附票の写し	本籍地の役所で取得できます。

※記号「C」の書類について、同居人がいる場合はその世帯全員分の住民票の写しも必要となります。

※定住促進のための住宅用地取得・住宅新築等助成金と同時に申請する場合は、重複する書類を省略することができます。

※申請状況に応じて、他の書類が必要になる場合があります。

【補助金交付決定の取消と補助金の返還】

補助金の交付が決定された後(補助金の支払いが終了した後)、3年以内に次の事由が発生した場合は、補助金の交付を取消し、返還を求めることがありますので、ご注意ください。

- ・申請者の世帯全員が交付対象住宅から転出や転居をしたとき。
- ・増改築リフォームの場合は、転出や転居等の理由により親等と同居しなくなったとき。
- ・交付対象住宅の所有権が相続以外で第三者に移転したとき。
- ・豊丘村の村税等に滞納が生じたとき。
- ・その他、村長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

【その他の留意事項】

- ・この補助金は、一戸の交付対象住宅に対して一回限りの申請となります。
- ・申請者の年齢は住宅取得時点、子どもの年齢は申請日時点の年齢で判断します。
- ・「平成27年4月1日以降の住宅取得」とは、「平成27年4月1日以降に所有権登記された住宅のことを言います。
- ・取得する住宅の種類は、新築・増改築リフォーム・中古住宅等の種類を問いません。